

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 HaCC001
- (2) 調達件名及び数量
大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター 合理的配慮システムの構築業務 1式
- (3) 納入期限 令和7年3月28日
- (4) 納入場所 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター相談支援部門

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 国公立大学において、障がい学生支援に関する情報システム構築実績、および障がい学生支援に関する情報システム保守実績が継続して1年以上あること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-17（豊中総合学館2階）
国立大学法人大阪大学 キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係
電話 06-6850-6003
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年10月15日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

1. 請負の表示 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター 合理的配慮システムの構築業務
2. 請負の場所 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター相談支援部門
3. 請負完了期限 令和7年3月28日
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 請負金の支払 請負代金は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

【業務の概要】

本契約は、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センターにおける障がい学生への合理的配慮支援にあたり、障がい学生がワンクリックで申請ができ、その配慮内容をシステムを通じて、授業担当教員に伝達できるようにすることを目的とし、合理的配慮システムの構築業務を行う。

【参加条件】

本システムは、障がい学生の機微な個人情報を取り扱うものであり、かつ、大阪大学のキャンパスクラウドを用いて情報システム構築を行うものであることから、見積書を提出する場合は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 国公立大学において、障がい学生支援に関する情報システム構築実績、および障がい学生支援に関する情報システム保守実績が継続して1年以上あること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者。

見積書とあわせて、(3)に関する実績証明書を提出するものとする。

実績証明書は、様式任意だが、以下の内容はすべて網羅されているものを提出すること。

1. 契約年月日、2. 履行期間、3. 契約相手先の国公立大学名、
4. 契約件名、5. 契約金額

【業務内容】

本システムは、1.1のWebサーバー構築作業と1.2のWebシステム開発作業からなる。

なお、作業開始前に、必ず発注者と各内容の詳細について協議し、発注者の了解をとったうえで、作業を進めること。

1.1. Webサーバーの構築

1.1.1. 作業要件

1.2に示すWebシステムが動作するWebサーバーを、本学キャンパスクラウド上に構築する。

1.1.2. Web サーバーの構成

- 1.2 に示す Web システムに大阪大学全学 IT 認証基盤の SSO を利用して接続できるようにすること。
また、連携にあたり、本学情報基盤課との調整に関して支援すること。
- データベースおよびファイルのバックアップは別途本学が指定するサーバーへ毎日自動的に行うように設計・設定すること。
- 同時に 100 ユーザーが接続・利用しても、アクションに対する応答時間が概ね 5 秒以内になるように設計すること。
- ESET Server Security for Linux 相当のマルウェア対策ソフトを導入すること。またそのライセンス費用は本調達に含むこと。
- 障害時やセキュリティインシデント発生時の迅速な復旧、原因調査を可能とするため、ログを収集・保管できるように設計・設定すること。ログの保管期限については原則として過去 1 年間とする。ログの内容については、別途協議のうえ決定するものとする。

1.2. 合理的配慮 Web システム開発

本システムは学生向けサイトとスタッフ向けサイトからなる。

ここで、「スタッフ」とは、スタッフ向けサイトを通して、学生の合理的配慮を受け付け、検討し、具体的な配慮内容を決定する教職員を指し、コーディネーター、アクセシビリティ支援室長、部局事務、アクセシビリティ支援室スタッフ等を包含する。また、「管理者」はスタッフのうち、本システム上の全操作権限を有するユーザーロールが付与されたユーザーを指す。

合理的配慮申請内容、配慮内容の入力項目等については、発注者の指示に従うこと、その際、入力項目の制限をかけず、発注者の指示した内容をすべて含んだ構成を可能とすること。

また、本学における合理的配慮支援体制のさらなる充実のため、システム稼働後には、すべての手続きについて、システムの機能追加や改修が可能なものを構築すること。

1.2.1. 認証

1.2.1.1. 学生向けサイト

学生は、全学 IT 認証基盤のアカウントを使用して、シングルサインオンで本システムにログインし、機能が利用できること。

ただし、大阪大学個人 ID が発行されていない者（学生になる前の者）については、メールアドレスによる認証で、仮登録・申請ができるようにすること。

1.2.1.2. スタッフ向けサイト

すべてのスタッフユーザーは、全学 IT 認証基盤のアカウントを使用して、シングルサインオンで本サイトにログインし、機能が利用できること。

なお、スタッフ向けサイトにおけるユーザーロールは「管理者」のほか、「アクセシビリティ支援室スタッフ」「アクセシビリティ支援室長」「支援室事務」「全学教育推進機構の事務担当者」「マルチリンガル教育センターの事務担当者」「部局事務」などを想定している。

1.2.2. 認可

1.2.2.1. 学生向けサイト

サイトでは、全学 IT 認証基盤上のロールが学生かどうか等も含めて、特別なユーザー管理は行わない。

1.2.2.2. スタッフ向けサイト

ユーザー管理機能でスタッフとして登録され、権限を付与された者のみ、機能を利用できること。また、管理者によって、無効化されたユーザーは利用できないこと。

ユーザーの権限は、当該ユーザーに紐付いたユーザーロールに割り当てられた権限の論理和を取ったものとする。

1.2.3. ユーザー管理に関する機能

1.2.3.1. スタッフ向けサイト

管理者としてのみが表示・利用できる以下の機能を有すること。

- ユーザーの登録
- ユーザー一覧の表示・検索
- ユーザー属性情報の修正
- ユーザーの無効化
- ユーザーロールの管理
- ユーザーロールの割り当て

1.2.4. 合理的配慮の申請に関する機能

1.2.4.1. 学生向けサイト

以下の機能を有すること。

- 合理的配慮の申請
申請内容は、修学上における配慮申請、相談申し込み、相談に関する同意、を想定している。
- 合理的配慮申請情報の一覧表示
- 合理的配慮申請情報の表示
- 根拠書類（障害者手帳、診断書、心理検査・発達検査などの包括的所見、高等学校・高等専修学校などからの支援引継ぎ文書、主治医意見書等）のアップロード

1.2.4.2. スタッフ向けサイト

以下の機能を有すること。

- 合理的配慮申請情報の一覧表示
- 合理的配慮申請情報の表示
- 合理的配慮申請情報の修正
- 学生情報のエクスポート
- 合理的配慮申請の受付
- コーディネーターのアサイン
- 合理的配慮内容の入力
- 合理的配慮内容の修正
- 合理的配慮内容の決定
- 合理的配慮の発出
- 合理的配慮内容のダウンロード
- 管理者によるデータエクスポート

・ 配慮内容は帳票に出力できること。

・ 申請時や、なんらかの進捗があったときなど、必要なタイミングで、学生ならびにスタッフとして登録されたユーザーに対し、メールで通知できること。

1.2.5. 初期ユーザー

システム運用開始にあたって必要となるユーザー（スタッフ）を初期ユーザーとして登録すること。

1.2.6. セキュリティ

本システムは IPA「安全なウェブサイトの作り方」における「セキュリティ実装チェックリスト」に基づき実施すること。

システム構築完了時に脆弱性の確認を行い、対策できない脆弱性等が見つかった場合は、対策案について協議すること。

1.2.7 システムテスト

本システムが、期待通りに動作することを確実にするため、発注者は納品前に、全機能に対するシステムテストを実施し、発注者へ報告すること。また、テスト実施前にテスト仕様書を作成し、発注者の了解を得ること。

【納品物、納入場所】

本契約の納品物は以下のとおりする。

- ・ プログラム一式（合理的配慮システム）
- ・ ドキュメント一式（要件定義書・システムテスト報告書）

プログラムについては、サーバーに直接配置するものとし、ドキュメント等はオンラインストレージを介して納入するものとする。

【その他特記事項】

- ・ 業務において必要な用具、消耗品等は、受注者側にて用意するものとする。
- ・ 受注者は請負完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター 会計係に提出するものとする。
- ・ 受注者は、業務上知り得た機密情報を一切他に漏えい、他の目的に使用してはならない。

また、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守すること。

- ・ 本仕様書に記載がない事項については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

以上

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第 10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号： HaCC 001

調達件名： 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター 合理的配慮システムの構築業務 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請 負 契 約 書 （案）

請負の表示 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター 合理的配慮システムの構築業務 1式

請負代金額 金 円也（うち消費税及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター センター長 太刀掛 俊之
と 受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、
上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 請負業務は、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター相談支援部門において、これをするものとする。

第5条 請負の完了期限は、令和7年3月28日とする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 大阪府豊中市待兼山町1番17号
国立大学法人大阪大学
キャンパスライフ健康支援・相談センター
センター長 太刀掛 俊之

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。